

平成 29 年度第 1 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 29 年 11 月 14 日(火)に開催した都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

- 1 日 時 平成 29 年 11 月 14 日(火) 午後 2 時～ 午後 3 時 00 分
- 2 場 所 兵庫県農業共済会館(神戸市中央区) 7 階 大会議室
- 3 議事要旨

○第 1 号議案：中播都市計画道路(3.5.17 号城北線ほか 4 路線)の変更

【議案の説明】

(城北線)

沿道の土地利用状況などから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

また、交差する姫路市決定の下寺町線及び新在家線の一部区間の廃止に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

(太市線)

周辺市街地形成などの状況から、当該道路に求められる機能が、現道及び周辺道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

(夢前川左岸線)

周辺市街地形成などの状況から、当該道路に求められる機能が、現道及び周辺道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、名称を夢前川左岸線と英賀西線に変更する。

(北山線)

沿道の土地利用状況などから、当該道路に求められる機能が、現道及び周辺道路により確保されていることから、都市計画を廃止する。

(荒川線)

交差する姫路市決定の岡田東西線の一部区間の廃止に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

[概 要]

種別	名 称		位 置			区 域	構 造		
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員
幹 線	3.4.17	城北線	姫路市 東辻井 四丁目	姫路市 飾東町 小原 字明戸山	姫路市 花田町 小川	約 12,560m	地表式	2 車線	16m
	車線数の内訳		2 車線			約 8,630m			
			4 車線			約 3,930m			
街 路	3.5.80	太市線	姫路市 大津区 平松 字中開	姫路市 太市中 字境ノ谷	姫路市 勝原区 下太田 太子町 上太田	約 6,810m	地表式	2 車線	12m
	3.4.126	夢前川 左岸線	姫路市 下手野 三丁目	姫路市 御立西 二丁目	姫路市 上手野	約 2,530m	地表式	2 車線	16m
	3.5.166	北山線	姫路市 飾東町 豊国 字村前	姫路市 飾東町 唐端新 字深郷	姫路市 飾東町 志吹	約 3,300m	地表式	2 車線	12m



廃止

	3. 4. 169	荒川線	姫路市 岡田 字蔵の内	姫路市 玉手前地	姫路市 町坪	約 1,400m	地表式	2車線	20m
	3. 4. 170	英賀西線	姫路市 飾磨区 英賀宮町 二丁目	姫路市 飾磨区 山崎台	姫路市 飾磨区 英賀宮台	約 1,100m	地表式	2車線	16m

【主な意見等】

- ・ 県決定案件に関連する市決定案件について質問があった。
- ・ 住民への説明会の周知方法について質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

○第2号議案：東播都市計画道路(3. 5. 264号農人町線ほか1路線)の変更

【議案の説明】

(農人町線)

農人町線は、歴史的なまちなみ及び国登録有形文化財を保存する観点から、当該路線の一部線形、一部幅員及び一部区域の変更を行う。

(東宮町線)

東宮町線は、交差する農人町線の一部線形の変更に伴い、起点の変更及び交差点部の一部区域の変更を行う。

[概要]

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3. 5. 264	農人町線	高砂市 高砂町 藍屋町	高砂市 荒井町 小松原 1丁目	高砂市 高砂町 浜田町 2丁目	約 2,220m	地表式	2車線	15m	山陽電気鉄道本線と平面交差 幹線街路と平面交差4箇所
	3. 6. 267	東宮町線	高砂市 高砂町 藍屋町	高砂市 高砂町 宮前町		約 1,500m	地表式	2車線	11m	幹線街路 宮前線と 立体交差

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第3号議案：産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である明石市が、兵庫県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

本案件は、再生重油工場（建築基準法第51条ただし書許可不要）として、既に稼働している施設で、取り扱っている廃油が産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物となる油水分離施設に該当する計画のため、建築基準法第51条ただし書許可を受けるものである。

[概要]

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 申請者 | 株式会社ダイセキ |
| 2 | 位置 | 明石市二見町南二見 21-3 |
| 3 | 面積 | 約 10,000 m ² |
| 4 | 施設の概要 | 産業廃棄物処理施設（廃油の油水分離施設）処理能力 180 m ³ /日 |

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第4号議案：産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である兵庫県知事が、兵庫県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

本案件は、資源のさらなる有効利用を図るために、廃プラスチック類及びがれき類を破砕する産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設を、都市計画上支障がない位置に建築しようとするものである。

[概要]

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 位置 | 加古郡播磨町新島 16 |
| 2 | 敷地面積 | 38,100 m ² |
| 3 | 処理施設 | 廃プラスチック類及びがれき類 |
| 4 | 処理能力 | 50.16 t/日（廃プラスチック類）
212.64 t/日（がれき類） |

【主な意見等】

- ・周辺交通について質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

-
- 4 お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課都市行政班
(078) - 362 - 3578

※ この審議会の会議資料は、兵庫県県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、1月中旬には同センターにおいて閲覧できる予定です。